

(議) 第 2 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規
定により提出する。

平成25年 2 月 28 日

提出者

秋田市議会議員 鎌 田 修 悦
外38名

秋田市議会議長 小木田 喜美雄 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数およびその所管）」に改め、同条教育産業委員会の項中「、秋田公立美術工芸短期大学」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員を辞退することができる。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかにこれを選任する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条教育産業委員会の項の改正規定および次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく教育産業委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例の規定による教育産業委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行等に伴い、常任委員の所属等について規定するとともに、教育産業委員会の所管を改めるため、改正しようとするものである。